

ヤングケアラー支援作業部会設置要領

令和5年8月28日
5葛福く第52号
福祉部長決裁

（設置）

第1条 葛飾区くらしのまるごと相談事業推進庁内検討会設置要綱（令和5年6月12日付5葛福く第24号福祉部長決裁。以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、ヤングケアラー支援作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 作業部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）ヤングケアラーの相談及び支援策の現状把握及び情報交換に関する事項
- （2）ヤングケアラーの相談及び支援策の検討に関する事項
- （3）その他ヤングケアラー支援に関し必要な事項

（組織）

第3条 作業部会は、別表に定める者をもって組織する。

（部会長及び副部会長）

第4条 作業部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、子育て支援部子ども・子育て計画担当課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副部会長は、福祉部くらしのまるごと相談課長、児童相談部子ども家庭支援課長及び教育委員会事務局総合教育センター教育支援課長の職にある者をもって充てる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（作業部会）

第5条 作業部会は、部会長が招集する。

- 2 作業部会は、必要があると認めるときは、会員以外の者を作業部会に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は会員以外の者から資料の提出を求めることができる。
- 3 部会長は、作業部会で検討した結果及び意見を葛飾区くらしのまるごと相談事業推進庁内検討会に報告する。

（非公開）

第6条 作業部会は、非公開とする。

(庶務)

第7条 作業部会の庶務は、子育て支援部子育て政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要領は、令和5年8月28日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部人権推進課職員
福祉部くらしのまるごと相談課職員
福祉部高齢者支援課職員
福祉部障害福祉課職員
福祉部障害者施設課職員
福祉部介護保険課職員
福祉部西生活課職員
健康部保健予防課職員
健康部金町保健センター職員
子育て支援部子育て政策課職員
子育て支援部子育て応援課職員
子育て支援部子育て施設支援課職員
児童相談部児童相談課職員
児童相談部子ども家庭支援課職員
教育委員会事務局総合教育センター教育支援課職員